会計年度任用職員のあらまし

―令和８年１１月５日現在―

１　任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して５年を上限として再度任用する場合があります。）

任用の日から１月の間は条件付採用期間となります。

２　報酬等　①報酬月額（**報酬額等は改定される場合があります。**）

「AB -1」：168,800 円／標準月額
「AB -2」：162,900 円／標準月額
「AB -3」：159,400 円／標準月額
「AB -4」：208,100 円／標準月額
「AB -5」：188,700 円／標準月額
「AB -6」：173,500 円／標準月額
「AB -7」：173,500 円／標準月額
「AB -8」：173,500 円／標準月額
「AB -9」：173,500 円／標準月額
「AB -10」：162,900 円／標準月額
「AB -11」：162,900 円／標準月額

②通勤経費　交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の１８日分相当）を支給
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③そ の 他　期末、勤勉手当を支給

３　休　　暇　①年次休暇

任用された日から１年の間で１０日。この日数は、１日を７．５時間に換算します。（１０日間＝７５時間）

②その他に特別休暇（夏季３日など）があります。

４　社会保険等　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

５　その他　　会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6　勤務時間・勤務場所について

・４週間を平均して１週間当たり３０時間です。
・休日等は原則として週休日（土曜日、日曜日※週４日勤務の場合はこれ加えて１日）、祝日、年末年始です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。
・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
・業務の都合等により変更される場合があります。
・施設敷地内は全面禁煙です。

<table>
<tr><th>区分</th><th>番号</th><th>主な勤務場所</th><th>勤務時間</th></tr>
<tr><td rowspan="12">AB</td><td>1</td><td>くらしのセンター（中央区海老塚町）</td><td rowspan="3">8：30～17：15 の間の 7.5 時間（週４日）
※業務の都合により 6.0 時間（週５日）となる場合あり</td></tr>
<tr><td>2</td><td>中央福祉事業所生活福祉第一課
（市役所本庁舎：中央区元城町）
（南行政センター：中央区江之島町）
中央福祉事業所生活福祉第二課
（市役所本庁舎：中央区元城町）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>中央福祉事業所生活福祉第二課
（市役所本庁舎：中央区元城町）</td></tr>
<tr><td>4</td><td rowspan="2">夜間救急室
（中央区伝馬町）</td><td>「日勤」8：30～17：15
「夜勤」16：45～翌 9：15
「土曜」13：00～18：30
の組み合わせで週 30 時間</td></tr>
<tr><td>5</td><td>「日勤」8：30～17：00 の 7.5 時間
「夜勤」19：00～翌 8：00 の 12 時間
「土曜」13：00～18：30 の 5.5 時間
の組み合わせで週 30 時間
※土曜・日曜・休日に夜勤がある場合あり</td></tr>
<tr><td>6</td><td>健康増進課（中央区鴨江）</td><td rowspan="6">8：30～17：15 の間の 7.5 時間（週４日）
※業務の都合により 6.0 時間（週５日）となる場合あり</td></tr>
<tr><td>7</td><td>中央健康づくりセンター
（東行政センター：中央区流通元町）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>浜名健康づくりセンター
（引佐健康センター：浜名区引佐町井伊谷）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>生活衛生課（中央区鴨江）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>子育て支援課（中央区鍛冶町）</td></tr>
<tr><td>11</td><td>中央福祉事業所児童家庭課
（南行政センター：中央区江之島町）</td></tr>
</table>